

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人岐阜産業会館（以下「会館」という。）と称する。

(事務所)

第2条 会館は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 会館は、岐阜産業会館の運営管理をし、及び岐阜県の産業の振興と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 会館は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例（昭和45年岐阜県条例第13号及び昭和45年岐阜市条例第8号）に規定する岐阜産業会館の指定管理業務
- (2) 岐阜産業会館の利用者の利便を図るための事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために必要な事業

第3章 会計

(事業年度)

第5条 会館の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び資金収支予算書)

第6条 会館の事業計画書、資金収支予算書については、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 会館の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会

に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (4) 財産目録

2 前項の規程により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を、主たる事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

3 定款については主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の承認後遅滞なく、公告しなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第8条 会館に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

(評議員の任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第8条に定める定数にたりなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第11条 評議員に対して、日額が10,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 評議員、理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 前各号に掲げるもののほか、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時評議員会は必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法令で定められた事項

- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第18条 一般法人法第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第15条第1項の理事会において定めるものとし、第16条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 常務理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面若しくは電磁的記録についても同様とする。

第6章 役員

(役員を設置)

第20条 会館に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項に規定する業務執行理事(理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。)とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選による決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、会館を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。常務理事は理事会において別に定めるところにより、会館の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 2 3 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、会館の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 2 4 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は第 2 0 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なを理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 2 5 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 2 6 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬額として支給することができる。ただし、常勤の役員に対して別に定める報酬等を支給する。

2 役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第 2 7 条 会館は、一般法人法の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 2 8 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 会館の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事会を招集した者がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第 22 条第 4 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面若しくは電磁的記録についても同様とする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 9 条についても適用する。

(解散)

第 35 条 会館は、会館の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 36 条 会館は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 37 条 会館が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、岐阜県及び岐阜市に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告)

第 38 条 会館の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補 則

(委任)

第 39 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「一般法人整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般法人整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 会館の最初の代表理事は 藤澤 滋人 とする。